

医療

高額医療費の窓口負担が軽減されます
4月から高額な外来診療に限度額認定証などが利用できます

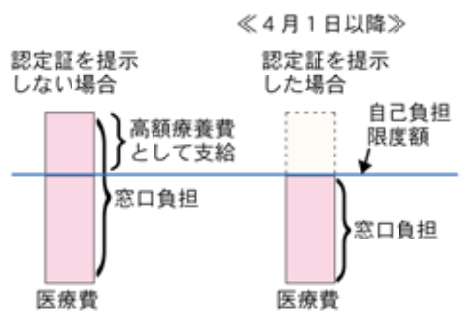
問い合わせ 国民健康保険課 鳥潟 ☎(23) 0023

平成24年4月1日から、同じ医療機関に通院し、その医療機関への1カ月の支払いが自己負担限度額を超える場合、「限度額適用認定証」や「被保険者証」を提示すれば、窓口での負担が左記の自己負担限度額までとなります。
 *1カ月に複数の医療機関にかかった場合は、それぞれの医療機関で自己負担限度額までの支払いとなります。

年齢	所得区分	1カ月の自己負担限度額(外来)
70歳未満	上位所得世帯の人*1	150,000円+(医療費総額-500,000円)×1% <83,400円>*2
	一般所得世帯の人	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% <44,400円>*3
	住民税非課税世帯の人	35,400円 <24,600円>*4
70歳以上	現役並み所得世帯の人*5	44,400円
	一般所得世帯の人	12,000円
	住民税非課税世帯の人	8,000円

*1 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯の人
 *2~4 <>内の金額は過去12カ月以内に4回以上、高額療養費の対象となる場合の4回目以降の自己負担限度額
 *5 課税所得145万円以上の70歳以上の人が、1人でもいる世帯の人

病院などで高額な医療費を支払った場合、申請すれば自己負担限度額を超えた分の差額が支給されます。(高額療養費制度)
 しかし、最近ががんや難病などの治療費が高額になる傾向があり、また支払いから還付までに4、5カ月かかるため、外来患者の立て替え負担が大きくなってきました。そこで、4月から立て替えの負担と払い戻しの手間をなくすことにしました。外来患者は前もって自分の加入する健康保険の窓口へ申請して「限度額適用認定証」などを受け取り、病院や薬局で提示すれば最初から自己負担限度額を支払うだけで済むようになります。



*「限度額適用認定証」を提示しない場合は、従来どおり高額療養費の支給申請をしてください。

(例) 一般所得世帯(70歳未満)の人の場合
 ■ 1カ月の外来診療費 = 100万円
 ■ 窓口負担(3割負担) = 30万円
 自己負担限度額 87,430円
【認定証の提示あり】
 ・窓口負担 87,430円
【認定証の提示なし】
 ・窓口負担 300,000円
 (後日、高額療養費として212,570円が支給されます)

市国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の「限度額適用認定証」などの交付申請は、市国民健康保険課または相良窓口課で受け付けます。(年齢や世帯の所得などにより手続きが異なります)それ以外の人は、加入している健康保険の種類により手続きをする窓口が異なりますので、各保険の担当へお尋ねください。
 現在「限度額適用認定証」を持っている人は、4月1日以降も引き続き使用できます。
 *国民健康保険税に納め忘れがある場合は、「限度額適用認定証」を交付できないことがあります。

■限度額適用認定証の交付申請手続きなど

年齢・所得区分など	事前の手続き	病院・薬局などで
・70歳未満の人 ・70歳以上で、住民税非課税世帯の人	「限度額適用認定証」などの交付を申請してください	「保険証」と「限度額適用認定証」などを窓口で提示してください
・70歳以上75歳未満で、住民税課税世帯の人	必要ありません (高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証が認定)	「保険証」と「高齢受給者証」を窓口で提示してください
・75歳以上で、住民税課税世帯の人		「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

税金

5月15日から5月31日までに
軽自動車税の納期が変わります
 問い合わせ 税務課 西川 ☎(23) 0035

軽自動車税とは

毎年4月1日(賦課期日)現在で、バイクや軽自動車などを所有している人に課税される税金です。
 4月2日以降に廃車、名義変更により所有者が変わっても、賦課期日の所有者に課税されます。廃車や名義変更の手続きを行わないと、実際の車両がない場合でも課税されるので注意してください。
 所有者が亡くなった場合や、転居などにより軽自動車などの置き場所が変わった場合にも、速やかに手続きをしてください。

納期が「5月」に変わります

「4月15日から4月30日」の納期を、平成24年度から「5月15日から5月31日」に変更します。口座振替の場合は5月31日が引き落とし日となります。新しい納期内での納付に、ご理解とご協力をお願いします。
 納期の変更に伴い、軽自動車税納税通知書は今までの4月中旬から5月中旬の発送に変わります。5月20日を過ぎても納税通知書がお手元に届かない場合は、税務課までご連絡ください。

継続検査用納税証明書の有効期限

お手持ちの平成23年度継続検査用納税証明書には、有効期限が平成24年4月30日(口座振替の人は平成24年5月15日)と記載されていますが、次の新しい有効期限まで車検を受けることができます。
【納付書払の人】平成24年5月30日
【口座振替の人】平成24年6月15日

軽自動車税の減免

障がいのある人は所有する軽自動車税の減免制度が利用できます。忘れずに手続きをしてください。
【受付期間】平成24年4月16日(日)〜平成24年5月24日(木)
【持ち物】身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、自動車検査証、運転免許証、軽自動車所有者の印鑑
【受付窓口】税務課(榛原庁舎3階)、相良窓口課(相良庁舎1階)
 *障がいの等級によっては、適用されない場合があります。分からない場合は事前にご相談ください。
 *減免は、1人につき車両1台となります。自動車税(県税)と重複しての減免はできませんのでご注意ください。

相談

相談員が解決の方法を一緒に考えます
困ったときはお気軽に相談してください
 問い合わせ 市民相談センター 八木 ☎(23) 0088

困ったときには独りで悩まずに、まずは市民相談センターに相談してください。秘密は守られます。
 最近よくある相談とアドバイス

【相談1】 原野商法の二次被害

▼20年以上前に買った遠方の山林のことで、業者から「今後、新幹線が通る予定がある。外国の人がその土地を欲しがっているので売り時だ。1年以内に売却できる」との電話があった。測量などの費用として30万円が必要だと入金を急がされたが、信用してよいか。
 ■あたかも原野を高く売却できるかのように話を持ち掛け、測量や土地管理などの費用を払わせる手口です。業者は、購入者名簿や登記簿などを基に勧誘します。このような話にはうみにせず、地元自治体や不動産業者に現地の情報などについて確認しましょう。

【相談2】 無料とうたうオンラインゲーム

▼中学生の息子が無料のオンラインゲームをしたというので、私の携帯電話を貸した。アイテムが有料とは知らずに契約したようので私のクレジットカードで1万円以

上を購入し、高額な請求となったが支払う義務はあるか。
 ■ゲームを利用した際に、画面に規約や有料であることが明示されていない場合は、契約不成立と考えられます。疑問がある場合は、支払う前に市民相談センターに相談するようにしてください。

【相談3】 賃貸住宅契約の注意点

▼4月から、賃貸住宅を借りることになった。どのようなことに注意して契約したらよいか。
 ■次の点に注意してください。
 ①実際の住宅は想像と異なることが多いので、契約前に実際に見て間取りや設備などを確認しておく。
 ②契約前に、物件を押さえておくための申込金などを要求された場合は、安易に支払うことは避け、契約が成立しなかった場合に返金されるか確認しておく。
 ③契約書・重要事項説明書をよく読み、原状回復に関する借主負担について確認しておく。(国交省のガイドラインを参照)
 ④退去時のトラブルを防ぐため、室内の汚れや損傷について家主(管理会社)と立ち合いを確認し、写真を撮るなど記録しておく。